

東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画
平成30年3月（改訂）の一部見直しについて

一部見直しにあたって

現在市では令和2年度から令和6年度を計画期間とする東久留米市子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進めております。令和元年度末（令和2年度当初）における施設整備については、これを上位計画とし、進めるところとなりますが、児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図るにあたり、予定している施設整備計画の一部について、変更や追加を行う必要が生じました。

については、平成30年3月（改訂）版の第3章について見直しを行いました。

なお、現在検討中である東久留米市子ども・子育て支援事業計画の策定等に伴う対応は、来年の3月を目途に行う予定です。

問い合わせ先

東久留米市子ども家庭部子育て支援課

電話 042-470-7745

保育サービスの施設整備

今回の見直しにより、追加変更が生じた部分についてはアンダーラインで表記しています。

1 保育サービスの施設整備に関する方針

平成29年4月現在、市内の認可保育所の定員は1,889名、小規模保育事業所は154名、家庭的保育事業所は28名、認証保育所・定期利用保育施設は70名の計2,141名となっていますが、平成29年4月1日時点の待機児童数は、67名となっています。

このため、市では児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ、民間の認可保育所や小規模保育事業所等を整備します。

なお、保育サービスの施設整備にあたっては、保育ニーズと提供体制の均衡を図ることや多様な保育サービスの提供をめざすことを目的に、①保育ニーズの高い駅周辺に重点的に整備、②公有地の有効活用、③子ども・子育て支援新制度の対象施設（施設型給付・地域型保育給付の対象施設）への移行の3点を基本的な柱として、進めていきます。

2 予定している施設整備計画

現在、予定している施設整備計画は、次のとおりです。この施設整備計画により、平成30年度から平成31年度までに326名の待機児童解消策が図れます。今後においても児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容」や保育サービスの施設整備に関する方針に基づき、施設整備を検討していきます。

(1) 平成30年度

ア 中央町二丁目の都有地への認可保育所の誘致

中央町二丁目の都有地に認可保育所を誘致し、(仮称)こでまり保育園を新規開設する計画です。このことによって、105名の増員を予定しています。(平成31年度にさらに25名の増員を見込んでいます。)

イ たんぼぼ保育園の定員拡大

小規模保育事業所のたんぼぼ保育園の定員を拡大する計画です。このことによって、1名の増員を予定しています。

ウ 新川町一丁目の認可保育所の開設

新川町一丁目に(仮称)新川町一丁目保育園を平成30年10月に新規開設する計画です。このことによって、72名の増員を予定しています。

(2) 平成31年度

ア 幼稚園から認可保育所への転用

民間の保育運営事業者が、平成29年度末をもって閉園を予定している既存幼稚園の施設を活用し、新たに認可保育所を開設する計画です。このことによって、132名の増員を見込んでいます。(翌年度以降にさらに3~5歳児の定員の拡大を検討しています。)

イ しんかわ保育園0歳児の募集停止

しんかわ保育園の0歳児の募集を停止します。このことによって、9名の定員減となります。

(3) 令和2年度

市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする次期「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」策定のために「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査 報告書」を平成31年3月に取りまとめましたが、令和2年度に一部の事業において提供体制を保育ニーズが上回ることが推測されました。ついては、保育サービスの施設整備に関する

る方針に基づき、下記の施設整備を検討していきます。なお、この施設整備計画により、令和2年度までに37名の待機児童解消策が図れます。

ア ひよこルームの定員拡大

小規模保育事業所のひよこルームの定員を拡大する計画です。このことによって、7名の増員を予定しています。

イ わらべ東久留米保育園の定員拡大

認可保育所のわらべ東久留米保育園の定員を拡大する計画です。このことによって、26名の増員を予定しています。

ウ 小規模保育園の開設

小規模保育園を開設し、令和2年4月に新規開設する計画です。このことによって、19名の増員を予定しています。

エ しんかわ保育園1歳児の募集停止

しんかわ保育園の1歳児の募集を停止します。このことによって、15名の定員減となります。

3 施設整備計画による幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数

(平成30年度以降)

令和2年度までの施設整備計画を東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保方策」の種別ごとに整理すると次のとおりとなります。なお、各施設における事業計画の見直し等によっては、若干の定員変更の可能性がります。

<施設整備計画に基づく幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数> (単位：人)

	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
特定教育・保育施設	0	0	199	33	104
新制度に移行しない幼稚園	0				
特定地域型保育事業				0	27
認可外保育所			0	0	0

4 その他の待機児童解消策

市では、多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所等の施設整備だけでなく、幼稚園等で行っている一時預かり事業（預かり保育事業含む）なども活用しながら、子育て支援サービス全般を活かして進めていきます。

なお、保育サービスの施設整備、幼稚園等で行っている一時預かり事業などの実施については、国・東京都の補助事業を活用した支援も検討していきます。